

信託業務の兼営認可取得について ～埼玉県内に本店を置く金融機関では初めて～

武蔵野銀行（頭取 加藤 喜久雄）は、2019年3月4日（月）、お客さまの相続や円滑な資産承継ニーズにお応えするため、埼玉県内に本店を置く金融機関として初めて、信託業務の兼営認可を取得いたしましたので、お知らせします。

当行は、「千葉・武蔵野アライアンス」に基づく提携施策として、2017年4月より相続関連サービスに本格参入し、千葉銀行との人材交流等を通じて同ビジネスのノウハウを習得したことにより、スタートから約2年という短期間で認可取得に至りました。

これまで信託代理店として信託関連サービスを提供してまいりましたが、今後は当行の地盤である埼玉県も急速に高齢化が進み、相続関連ニーズがますます高まることが予想されます。こうした多様化、高度化した顧客ニーズにお応えすべく、自行商品として相続に関連した以下のサービスの取扱いを開始いたします。

当行では、今後も地域のお客さまの相続や資産承継に関するニーズにお応えできるよう、サービス向上に取り組んでまいります。

1. 取扱業務・商品

取扱業務・商品	業務・商品内容
遺言信託	遺言の作成から保管、ご相続発生後の相続財産の名義変更、解約や換金手続きまでトータルにサポートを行なう商品です。
遺産整理業務	相続財産の調査、財産目録・遺産分割協議書の作成から名義変更、解約や換金手続きまでトータルにサポートを行なう業務です。
金銭信託 (遺言代用信託)	相続発生時に簡単なお手続きで、あらかじめ指定された受取人さまが、お客さまから信託されたご資金を受け取れる商品です。

2. 取扱開始予定日

2019年4月1日（月）

3. 取扱店舗

全営業店

以上

本件に関するお問い合わせ先
 ソリューション営業部 信託コンサルティンググループ 越智、吉岡
 TEL (048) 641-6111 (代) 内線 2316、2315